

議案第 78 号

羽曳野市が管理する市道に設置する道路標識の寸法等に関する基準
を定める条例の制定について

羽曳野市が管理する市道に設置する道路標識の寸法等に関する基準を定める条例を
別紙のように制定する。

平成 24 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）による道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の一部改正に伴い、市が管理する市道に設ける道路標識の寸法及び文字の大きさを条例で定める必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市が管理する市道に設置する道路標識の寸法等に関する
基準を定める条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 45 条第 3 項の規定に基づき、市が管理する市道に設ける道路の案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(以下「道路標識」という。)の寸法及び文字の大きさに
関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び道路標識、区画線及び道路標
示に関する命令(昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号)において使用する用語の例によ
る。

(寸法等)

第 3 条 道路標識の寸法及び文字の大きさは、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

備考

1 寸法

- (1) 道路標識の寸法は、別表に図示されているものについては、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。)を基準とする。
- (2) 道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の 2.5 倍まで拡大することができる。
- (3) 道路に設置する「駐車場」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(前号に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の 1.3 倍、1.6 倍又は 2 倍に、それぞれ拡大することができる。
- (4) 道路に設置する「登坂車線」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 1.5 倍又は 2 倍に、それぞれ拡大することができる。
- (5) 道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名(119-C)」を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。
- (6) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

2 文字の大きさ等

- (1) 道路標識の文字及び記号の大きさは、別表に図示されているものについては、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。)を基準とする。
- (2) 道路に設置する案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114-B)」、「待避所」、「駐車場」、「登坂車線」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その 2 分の 1 の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを 1.5 倍、2 倍、2.5 倍又は 3 倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
40、50 又は 60	20
30 以下	10

- (3) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、前号の表の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの 0.6 倍の大きさとする。
- (4) 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10 センチメートルを標準とする。
- (5) 「市町村」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの 1.7 倍以下の大きさとする。
- (6) 道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を示す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の 0.7 倍以下の大きさとする。
- (7) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。
- ア 案内標識の縁は、道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては 9 ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては 10 ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては 8 ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの 20 分の 1 以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの 20 分の 1 以上の太さとする。
- イ 警戒標識の縁及び縁線は、12 ミリメートルとする。